

放課後児童クラブ運営指針（案） パブリックコメント

全国学童保育連絡協議会からの意見

- 「放課後児童クラブ運営指針」が策定されることに対して、学童保育（放課後児童クラブ）の「全国的に一定水準の質の確保」に向けた積極的な取り組みとして受けとめています。
- 特に、放課後児童クラブ運営指針（案）に盛り込まれている次の点は特に意義のあることと受けとめています。
 - ・ 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うことと、明記していること。
 - ・ 放課後児童健全育成事業の役割を明確にしたこと、特に、放課後児童クラブは「子どもの最善の利益を考慮して育成支援」することが必要なこと、「保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う」ことを明確にしたこと。
 - ・ 放課後児童支援員の役割と放課後児童クラブの社会的責任を明記したこと。特に、放課後児童支援員等の役割を果たすために研修の必要性や自己研鑽に励み子どもの育成支援を図っていくことが明記したこと。
 - ・ 事業の対象となる子どもの発達を理解を踏まえた育成支援が必要なことを、子どもの発達、児童期の発達の特徴、発達過程を踏まえた配慮事項などを明記されたこと。
 - ・ 児童期の遊びと発達、大人の関わりについて、位置づけていること。
 - ・ 育成支援の内容にかかわって、「子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる場所であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として」育成支援の内容が明記されたこと。
 - ・ 育成支援の内容に、「おやつの適切な提供」が明記されたこと。
 - ・ 「障害のある子どもへの対応」「特に配慮を必要とする子どもへの対応」についてていねいに記述されていること。
 - ・ 「父母の会等の保護者組織と連携して」いくことを明記したこと。
 - ・ 「運営に関わる業務」を明記したこと。
 - ・ 「放課後児童支援員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」と明記したこと。
 - ・ 運営主体は「安定した経営基盤と運営体制を有し」「継続的、安定的に運営することが求められる」と明記したこと。
 - ・ 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理を明記したこと。
 - ・ 「事業内容の向上への取り組み」として、職員集団のあり方、研修等について明記したこと。
- しかし一方、次の点についてより明確に記述していただくことを要望します。
 - ・ 「子どもの最善の利益の尊重」という文言だけではなく、児童の権利条約の精神をも明確に盛り込んでほしい。
 - ・ 「放課後児童クラブにおける育成支援の基本」の「保護者及び関係機関との連携」には、「学校を含めて関係機関と連携することにより」としてほしい。
（「学校を含めて」を追加）

- ・ 育成支援のための職務内容と運営について、子ども理解のための記録、保育計画の振り返り、職員会議や打ち合わせの重要性について、さらに詳しくかつ明確に記述してほしい。
- ・ 「職員集団のあり方」については、職場のチームワークの必要性と意義についても詳しく記述してほしい。
- ・ 職員体制について、「開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定」ということにかかわり、「常勤職員」の配置の必要性についても明確にしてほしい。
- ・ 放課後児童支援員等について、「雇用にあたっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」ことであり、「労働環境の整備に努める必要がある」ということから、必要な労働条件の向上・処遇改善の必要性についても明記してほしい。

以上